

K & N I P NEWS

*** 今回の内容 ***

米国 AIA 改正法の訂正に伴う発明者宣言書の提出期限延長について

米国 AIA 改正法の訂正に関する法案が承認され、2013 年 1 月 14 日に施行されました。この訂正により、発明者宣言書の提出期限が、「Allowance の発行までに」から「特許料の納付までに」に延長・明確化されましたのでお知らせいたします。

文責：外国 G リーダー長谷川
監修：弁理士 中根 美枝

2013 年 1 月 20 日

笠井中根国際特許事務所